

京都市会計管理者訓令第1号

会 計 室

区会計管理者

会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市会計管理者 山内 清

別表会計室長の項第3号中「、国民健康保険団体連合会」を「及び国民健康保険団体連合会」に改め、「及び京都府福祉保健医療事務費支払事務所」を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(会計室)